

奥州市「涼みどころ」(指定暑熱避難施設)募集要項

(趣旨)

1 熱中症対策では、極端な高温の発生時に暑さを避ける場の利用促進が重要なため、気候変動適応法※1が改正され、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)※2を市町村長が指定できるようになりました。

市では、令和6年度より指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の名称を「涼みどころ」とし開設し、令和7年度から、対象施設を拡大し、立ち寄りやすい場所に設置したいことから、公共施設以外を涼みどころとして指定しております。

については、令和8年度の運用期間に向け、涼みどころを運用し市と共に市民の生命と健康を守るため、熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

※1 地球温暖化などの気候変動に対する適応を推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的した法律

※2 冷房設備を有し、熱中症特別警戒アラート発表時に不特定多数の者へ開放される施設

(実施内容)

2 涼みどころは、市民の休息場所として主に次の内容を実施します。

- (1) 各施設の出入口等、見やすい場所へ涼みどころのマーク掲示
- (2) 涼みどころの場所、飲料購入案内(問い合わせがあった場合)
- (3) 休息用の椅子、ソファ等準備(既設のもで可)
- (4) 冷房設備の適切な管理

(応募資格)

3 応募資格は、市内に所在する施設で次の条件を満たしたとします。

- (1) 適当な冷房設備を稼働し室温で28度以下を保てる施設
- (2) 利用者が滞在する際、適切な空間を保つことできる施設
 - ・利用者の飲食については各施設のルールに準拠。
- (3) 施設情報(応募用紙に記載内容)をホームページ掲載できる施設
- (4) 利用者が認知できるよう当市作成の「涼みどころ」広告物(ポスター)等を掲示できる施設

(施設運用期間)

4 涼みどころの運用期間は、熱中症警戒アラート期間内※3(4月第4水曜日～10月第4水曜日)とします。

なお、運用することができる日及び時間帯は各施設の実情に応じます。設置しない期間がある場合は、奥州市民環境部生活環境課へ10日前までに連絡してください。

※3 全国的に暑さ指数を予測し、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、熱中症警戒アラートが発表される期間

(募集期間)

5 募集期間は、令和8年1次申込みの期間を令和8年2月2日から令和8年3月16日までとします。

(応募方法)

6 別紙、応募用に必要事項を記載の上で、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法によって、奥州市民環境部生活環境課へ提出してください。

(提出後の流れ)

7 応募用紙提出後の流れは、次とおりなます。

- (1) 奥州市民環境部生活環境課にて受領
- (2) 応募内容の審査
- (3) 市と施設管理者で協定内容の協議
- (4) 協定の締結
- (5) 涼みどころ施設情報の公表（市ウェブサイト等）
- (6) 涼みどころの運用開始

(物資の配布、情報提供)

8 市は、涼みどころに指定した施設次の物資配布情報提供を行います。

- (1) 涼みどころの表示ポスター及びマークのデータ提供
- (2) 热中症に関する資料の配布
- (3) 热中症特別警戒アラート※4の発表時情報提供
(連絡先メールアドレスに記載のメールに情報提供を行います。)

※4 热中症による重大な健康被害が生じおそれがある場合発表される热中症警戒アラートより一段上の情報

(その他)

9 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不当と認め場合は涼みどころとして指定されない場合があります。

○応募・問合先

〒023-8501 奥州市水沢大手町1丁目1番地

奥州市 市民環境部 生活環境課

担当:神田、千葉

TEL: 0197-34-2340

E-mail:seikatsu@city.oshu.iwate.jp